

運転中にスマートフォンや携帯電話を使用する「ながら運転」は、注意力が散漫となり、交通事故に直結する悪質・危険な行為です。

自動車やバイクはもちろん、自転車の運転中も道路交通法違反になるばかりか、相手にケガを負わせた場合は、厳しい処罰を受けることがあります。

「ながらスマホ」は、自分が思っている以上に危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

京都府府民環境部

安心・安全まちづくり推進課

TEL:075-414-4367